

10月の
トピック



協会けんぽしが

職場の皆さままでご回覧ください

秋の健康ウォーク開催のご案内

参加者に
記念品
あり!

紅葉の高源寺を 訪ねて

全国健康保険協会滋賀支部に申込みされると、当日参加費は**無料**です。



開催日：平成28年11月23日（水曜日）

集 合：JR河瀬駅（9：30分までに受付）

※雨天決行！時間厳守でお願いします

距 離：15 kmコース

コース：河瀬駅 ⇒ 尼子駅 ⇒ 高虎公園 ⇒ 高源寺 ⇒ 道の駅「こうら」
⇒ キリンビール工場見学 ⇒ 近江鉄道高宮駅

主 催：NPO 法人滋賀県ウォーキング協会

共 催：全国健康保険協会 滋賀支部

協 賛：一般財団法人 滋賀県社会保険協会

【お申し込み方法】

以下の参加申込書に必要事項を記入し、全国健康保険協会滋賀支部へ
FAX、またはコピーを郵送にてお送りください。

【お問い合わせ先】

TEL：077-522-1099（代表） 企画総務グループ

秋の健康ウォーク参加申込書

参 加 人 数	名	参加代表者氏名
事 業 所 名 ※個人参加は記入不要		
住 所 ・ 連 絡 先 ※個人参加は自宅住所	〒	—
	TEL：	()

【FAX番号】077-522-1138

【郵 送 先】〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階
全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ



住所変更届提出のお願い

～受診券を平成29年4月にご自宅へお送りします～

協会けんぽでは、被扶養者（ご家族）様が特定健診※を受診する際に必要な受診券を、被保険者（ご本人）様の住所宛てにお送りしております。なお、転居等に伴う住所不明などの理由により、ご自宅にお送りすることができなかった受診券につきましては、事業主様宛てにお送りして、被保険者（ご本人）様等を通じ、ご家族様のお手元に届けていただきました。

平成29年度も被保険者（ご本人）様の住所宛てにご家族様の受診券をお送りしますので、被保険者（ご本人）様の住所が変更となった場合には、管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」を提出いただきますようよろしくお願いいたします。



受診券送付対象の方

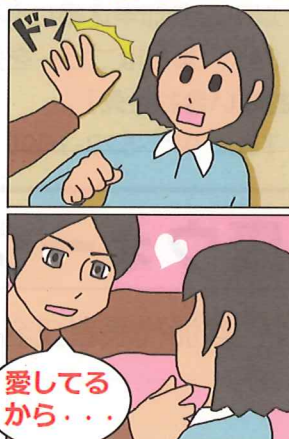
協会けんぽにご加入の方の被扶養者（ご家族）様で平成29年度に40歳～74歳になられる方。

留 意 点

- 住所変更のお手続のタイミングによっては、変更後の住所が平成29年度の受診券に反映されない場合がありますので早めの手続きをお願いします。
- 平成29年度においても、被保険者（ご本人）様の住所宛てにお送りできない方の受診券については、事業主様宛てにお送りしますので、被保険者（ご本人）様等を通じ、ご家族様のお手元に届くようご協力をお願いします。

※特定健診とは？・・・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導（特定保健指導）を受けていただくことを目的とした健診です。

～1年に1回 健診を受けましょう！～



協会けんぽ しが 2016年10月号

<発行>  全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階

お問い合わせはこちら

TEL：077-522-1099(代表) FAX：077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください

入院や通院で医療費が高額になっていませんか？

限度額適用認定証

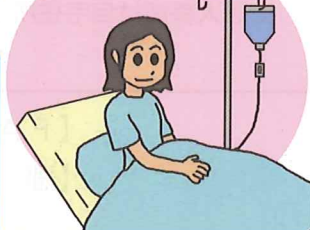
をご利用ください！

詳しくはWebマンガをご覧ください！

健康保険マンガ ハローけんぽ



安心して治療に専念できます！



『電子申請』『電子媒体届出』を利用してみませんか

日本年金機構では、事業主の手続きの利便性向上のため、届書用紙による届出のほか、インターネット上で申請・届出が可能な『電子申請』や、機構が保有する事業所データを活用して届書を作成することができる『電子媒体届出』があります。

なお、電子申請や電子媒体届出の利用を開始した後も、届書用紙による届出は可能で、大量かつ定期的に届出が必要な「算定基礎届」や「賞与支払届」のみの利用もできます。

また、「算定基礎届」や「賞与支払届」の作成にあたって、被保険者の基本情報等をCDに収録して機構から提供するサービスも行っております。

『電子申請』と『電子媒体届出』のポイントをご確認いただき、利用をご検討ください。

1. 電子申請

電子申請による各種申請や届出は「e-Gov※」を利用して行います。電子申請を利用すると、事業所の担当者がオフィスからインターネットでの申請・届出が可能になります。

※e-Gov(イーガブ)とは、電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)のことです。

【ポイント】

- 年金事務所の開所時間に関係なく、24時間いつでも申請・届出が可能です。また、土・日曜日や休日にもお手続きが可能です。
- 職場や事業主の自宅など、どこでもインターネットを使って申請・届出が可能です。このため、手続きのための移動時間や窓口での待ち時間がかかりません。また、郵送料等のコスト削減にもつながります。
- 一度にまとめて届出をする場合は、日本年金機構が無料で提供しているプログラム(届書作成プログラム)で届書データを作成することができます。

【ご利用にあたって】

STEP1 >> パソコンの環境設定(利用準備)

事業所が使用しているパソコンが電子申請を行うための条件を満たしているか確認を行ってください。

STEP2 >> 電子証明書の取得

- ・電子申請を行うためには、申請者を確認するための電子証明書を申請してください。
- ・電子証明書は、認証局と呼ばれる機関が発行しており、発行には手数料がかかります。

STEP3 >> 申請データの作成

e-Govの画面に1件ずつデータを入力する方式と、複数人の対象者を一度に申請することが可能な方式(CSVファイル添付方式)があります。CSVファイル添付方式は、一度に複数人の手続き(算定基礎届や賞与支払届等)を申請することができるので非常に便利です。

STEP4 >> e-Govを利用して申請

インターネットなのでいつでもデータ送信ができます。

(詳しくは、日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>をご確認ください)

裏面へ続きます



2. 電子媒体届出

業務効率化のため、事業主から大量または定期的な届出について電子媒体による届出が便利です。

なお、これらの手続きを多くの事業主の方々が利用できるよう、電子媒体を作成するためのパソコンソフトを日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

- * 電子媒体での届出は、現在、「資格取得届」、「資格喪失届」、「報酬月額算定基礎届」、「報酬月額変更届」、「賞与支払届」、「住所変更届」および「被扶養者(異動)届」などが対象となっています。
- * 電子媒体での届出にあたっては、日本年金機構ホームページで提供している「媒体データパスワード設定プログラム」にてパスワードを設定のうえ、管轄の事務センターへ直送していただきますようお願いいたします。(事務センターの住所は日本年金機構ホームページをご確認ください。)

【ポイント】

- 事業所内の関係システム(人事、給与等)との連動により、すでに作成されている個人別の電子データを活用することによって、届書の作成が容易に行えます。また、作成した届書を事前に機械的にチェックすることができます。
- 事業所のパソコンにより届書データを保存・管理できるので、次回以降の届書の作成が容易に行えます。
- 届書を作成する場合に必要な仕様書およびプログラムについては、日本年金機構ホームページから無料で取得できます。

【ご利用にあたって】

電子媒体による届出を行う場合、事前に特別な手続き等は必要ありません。なお、実際に電子媒体による届出手続きを始めるには、次の2通りの方法があります。

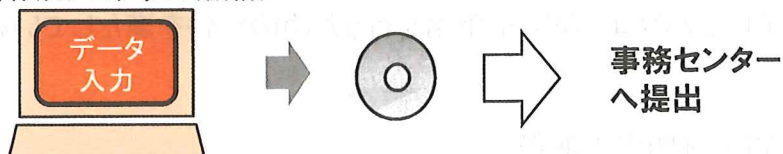
方法1 >> 日本年金機構が提供するパソコンソフトを利用する場合

電子媒体届書作成のパソコンソフト(届書作成プログラム)を日本年金機構ホームページ上で提供しています。

(届書作成プログラムには、電子媒体と一緒に提出する磁気媒体届書総括票の作成機能もあります。)

- * 届書作成プログラムにて電子媒体を作成した場合は、仕様チェックプログラムでの確認を行う必要はありません。

届書作成プログラム(機構)



方法2 >> 届出システムを届出者が自社開発する場合

「磁気媒体届書作成仕様書」を基に、届出者が自ら届出用のシステムを開発し届出を行う方法です。

なお、届出用のシステムで作成した電子媒体が「磁気媒体届書作成仕様書」どおりにできているかをチェックするパソコンソフト(仕様チェックプログラム)を日本年金機構ホームページ上で提供しています。

自社開発システム 仕様チェックプログラム(機構)



(詳しくは、日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>をご確認ください)

日本年金機構からのお知らせ

「70歳以上被用者該当届」の届出をお忘れなく！

70歳以上であって適用事業所に使用されている方は「70歳以上被用者該当届」の提出が必要です。これまで、70歳以上の在職老齢年金制度は、昭和12年4月2日以降に生まれた方を対象としてきましたが、平成27年10月1日から、**昭和12年4月1日以前に生まれた方**についても年金の在職支給停止の対象となり、「70歳以上被用者該当届」の提出が必要になりました。70歳以上の従業員のいる事業所でまだお届けがお済みでない場合は速やかにご提出ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します

納付された国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお送りいたします。年末調整や確定申告の際にご活用いただきますよう、従業員の皆さまにもお知らせください。また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を納付した場合にも、世帯主の社会保険料控除額に加えることができます。ご家族宛てに届いた控除証明書も申告を行う際に併せてご活用ください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

「ねんきん加入者ダイヤル」 TEL 0570-003-004

- * 一般の固定電話からお掛けになる場合は市内通話料金でご利用いただけます。
 - * 050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6630-2525 におかけください。（通常の料金となります。）
- 【受付時間】（平成28年11月1日から平成29年3月15日）
月～金曜日：午前8時30分～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です！

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

この機会に皆さまも「ねんきんネット」をご利用登録いただき、将来のこと、年金のことに思いを巡らせてみませんか？ご自身の年金記録を簡単に確認できる「ねんきんネット」へのご利用登録を従業員の皆さまにもご案内ください。

<ねんきんネットのココが便利！！>

- ▶ 厚生年金へ加入（入社等）した年月、退職した年月、標準報酬月額等が確認できます。
- ▶ ささまざまな条件に応じた年金見込額の試算ができます。
- ▶ これまでの年金加入記録が確認できます。

年金手帳があれば登録はカンタン！ 詳しくはWEBで！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service



スマートフォンからの
ご利用登録は、こちら

◆郵送による届出書類の提出先

〒520-8515 日本年金機構 滋賀事務センター

○住所の記入は不要です。

参考（住所 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル7階）

※直接郵送された書類のみの受付となります。受付窓口はございませんので、説明・ご相談が必要な場合はお近くの年金事務所へお願いします。

◆保険料納入告知書の保険料額をご確認ください

保険料額を確認していただく際には、①40歳以上65歳未満の被保険者の方には介護保険料が加算されること、②70歳以上の被保険者の方は健康保険料のみの負担となること、③賞与を支給した場合にも保険料の負担が必要となることなどに留意していただくようお願いします。

健康保険料率 ・ ・ 介護保険料あり（11.57%）

介護保険料なし（9.99%）

厚生年金保険料率 ・ ・ 18.182%（本年9月分から変更※）

（※8月に送付しました「平成28年9月分からの厚生年金保険料額表」を参照願います。）

◆一日年金相談所（予約制）のご案内

相談の待ち時間を解消するなどのサービスの向上のため「予約制による年金相談」を実施しております。

申込先	開催日	開催場所
大津年金事務所	11月24日（木）10:00～16:00	高島市役所 今津支所
草津年金事務所	11月2日（水）10:00～16:00	近江八幡市役所
	11月10日（木）10:00～16:00	水口社会福祉センター
彦根年金事務所	11月17日（木）10:00～16:00	長浜市役所西館5階5-D

◎予約の申込方法

- ・ご希望の相談日の1週間前までに、お電話で相談日をご予約ください。
- ・申し込みの際は、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いしますので、基礎年金番号等をお手元にご用意ください。
- ・後日、予約年金相談のお知らせを送付いたします。
- ・予約状況によっては、相談日時を調整させていただく場合もありますので、ご了承ください。

◎予約の申込先

大津年金事務所 予約専用電話 077-521-1489

草津年金事務所 予約専用電話 077-567-1383

彦根年金事務所 予約専用電話 0749-23-5489

※予約専用電話ですので、予約以外のご用件はお受けできません。

なお、予約の受付は、定員になり次第、締め切りますのでご容赦願います。